

平成26年

第1回市議会定例会 議案第53号

函館市図書館条例の一部改正について

函館市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市図書館条例の一部を改正する条例

函館市図書館条例（昭和25年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条および第21条を削り、第19条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 図書館法第3条に規定する図書館奉仕に関する事項（特別な管理が必要であると委員会が認めた資料に係る部分を除く。）の実施に関すること。

(2) 図書館の使用の許可および制限に関すること。

(3) 図書館の維持管理に関すること。

(4) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第8条（第3項を除く。）、第9条、第10条第2項、第11条、第12条、第17条および第18条の規定の適用については、これらの規定（第6条を除く。）中「委員会」とあり、および第6条中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

第18条を第19条とする。

第17条第3号中「第11条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「図書館」を「中央図書館」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第3号中「図書館」を「中央図書館」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「図書館」を「中央図書館」に改め、同条に次の1項を加える。

3 中央図書館の駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

第10条を第11条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「図書館に、第21条に規定するもののほか」を「中央図書館に」に改め、同条第2項中「図書館」を「中央図書館」に改め、同条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条を削る。

第3条中「函館市中央図書館（以下「図書館」という）」を「中央図書館ならびに前条第1項に規定する地区図書室および配本所ならびに函館市移動図書館（以下これらを「図書館」と総称する）」に、「とする」を「とする施設とする」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開館時間および休館日）

第5条 図書館の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

第2条の次に次の1条を加える。

(地区図書室等)

第3条 函館市中央図書館（以下「中央図書館」という。）に、図書の貸出し等を行うための施設として地区図書室および配本所を設置し、その名称および位置は、別表第1に定めるとおりとする。

2 中央図書館に、自動車により市の区域内を巡回し、図書の貸出し等を行うための施設として移動図書館を設置し、その名称は、函館市移動図書館とする。

別表第4を削る。

別表第3中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同表備考第1項中「図書館」を「中央図書館」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同表備考第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置
函館市千歳図書室	函館市千歳町15番10号
函館市港図書室	函館市港町2丁目7番1号
函館市湯川図書室	函館市湯川町2丁目40番13号
函館市旭岡図書室	函館市西旭岡町2丁目51番地12
函館市美原図書室	函館市美原1丁目26番12号
函館市桔梗配本所	函館市桔梗4丁目1番18号

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

文化財保護審議会の委員および臨時委員	日額	5,000円	を
図書館協議会の委員	日額	5,000円	

文化財保護審議会の委員および臨時委員	日額	5,000円	に
--------------------	----	--------	---

改める。

(提案理由)

図書館の管理を指定管理者に行わせることとし、および図書館協議会を廃止し、ならびに規定を整備するため